

第16回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年8月28日(木)
開 会 午後2時00分
閉 会 午後4時20分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について(継続審議分)
議案第4号 非農地証明願出について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について
議案第6号 令和6年度地籍調査事業(一筆地調査)に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定に係る意見について
議案第7号 名取市増田西土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いに係る意見について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地賃貸借権解約について
(4) 非農地証明願出について
5. 出席委員(29人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一
 13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳
欠席農業委員 なし
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信
 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子
 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇
 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
欠席推進委員 13番 西山 剛
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第16回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第16回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員14名、計29名出席です。よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 遠藤 勝典 委員 6番 昆布谷 功治 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。板橋英昭代表委員、説明をお願いします。

○ 3班代表委員（板橋英昭委員）

第3班代表委員の板橋英昭です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年8月28日提出。

番号1、大字・字・地番は、小塚原字東中塚295番1、小塚原字東中塚295番3。地目は両筆ともに登記が田、現況は雑種地、登記面積は150㎡及び10㎡で計160㎡です。転用目的は資材置場。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通りです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要、売買、1㎡当たり312円、総額50,000円、資材置場です。

議案第1号1番及び2番につきましては、8月26日の担任委員会で現地調査を行い、代理人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画につきましては、担任委員会資料1ページ、2ページをご覧ください。

申請地は、名取インターチェンジから800mほど南、主要地方道塩釜亘理線及び市道小塚原中央線の交差点東側に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地です。

譲受人は、仙台市太白区で給排水設備工事業を営んでおり、事業所が手狭となり用地を探していたところ、不動産仲介業者から紹介があり申請に至ったものです。

申請地は、西側にあった元コンビニエンスストアの店舗及び駐車場と一体的に利用し、店舗は事務所として、その他は、排水管などを保管する資材置場として利用する予定であります。

盛土は行わず、農業用排水からの取水、排水はありません。雨水は自然浸透とし、周辺農地には、土砂流出など影響が発生しないものと考えます。

なお、周辺農地へ被害が発生した場合は、適切に対処するとしております。

番号2、大字・字・地番は、高館熊野堂字岩口下59番8、地目は登記現況とも畑、登記面積は181㎡、転用目的は分家住宅への通路です。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は贈与、隣接地に建築する分家住宅への通路です。

位置図・公図につきましては議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画につきましては、担任委員会資料3ページ、4ページをご覧ください。

申請地は、名取熊野堂病院から90mほど東北東、市道筒角堤防線沿い北側に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第2種農地です。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、父が所有する宅地及び農地の一部に分家住宅と通路を建築するための転用及び贈与であります。

譲受人は、現在、市外の賃貸アパートに居住していますが、子の出生により住居が手狭になったことや子育てに両親の支援が必要となることから、譲渡人の宅地及び隣接する農地の一部に分家住宅を建築する計画に至ったものです。

申請地は、盛土は行わず、碎石を10cm程度敷き均しし、雨水は自然浸透とします。宅地内の雨水は南側の市道側溝に排出し、汚水排水は母屋の汚水枡を通じて、南側公共下水に排出します。

なお、周辺農地へ被害が発生した場合は、適切に対処するとしております。

以上、1番及び2番につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員に意見等について、お話をいただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第1号1番2番について、8月26日開催の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1 番は、資材置場への転用及び売買であり、譲渡人は、以前コンビニとして賃貸借していた宅地等を売買するにあたり、申請地が宅地と一体的となっていることから、一括で処分するため、申請に至ったものです。

資材置場は、盛土をせず現況のままとし、同時に購入する事業用地と一体的に利用するとしています。雨水も自然浸透とし、東側の住宅地とは段差もないことから、周辺農地には土砂の流出等の影響が発生しないものと考えます。

2 番は、分家住宅建築のため、宅地通路等への転用及び贈与であり、盛土も行わないこと、雨水は南側既設の道路側溝に、汚水排水は公共下水道へ接続することを確認しましたので、周辺農地には土砂の流出等の影響は発生しないと考えます。

以上、1 番・2 番については申請内容に問題がないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第 1 号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第 1 号は原案の通り決定といたします。

《議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。板橋英昭代表委員説明をお願いいたします。

○ 3 班代表委員（板橋英昭委員）

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について。農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 7 年 8 月 28 日提出。

番号 1、大字・字・地番、下増田字広浦 1 8 6 番 1、地目は登記現況共に畑です。登記面積 1, 3 2 9 m²。権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名に关しましては議案資料の通りです。譲受人の経営面積は 2 9 4 a、世帯員 4 人、労力人 1 人、備考として売買、1 0 a 当たり 2, 0 0 0, 0 0 0 円、総額 2, 6 5 8, 0 0 0 円です。

1 番の位置図・公図につきましては、議案書の 5 ページをご覧ください。

申請地は、広浦防災公園の北側に位置し、農業振興地域の農用地区域外であります。今回、譲渡人の規模縮小に伴い休耕地の売買の申し入れがあったことから、申請に至ったものです。

譲受人は、現在申請地の南側で大豆を栽培しており、同様に申請地には大豆を作付けする予定であり、今回取得する農地を適正に管理することを確認いたしました。

番号2、大字・字・地番、愛島笠島字西上平7番2外6筆、地目は各筆登記現況とも同じで田及び畑。登記面積は7筆の合計4,738㎡。権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は66a、世帯員6人、労力人2人、備考として売買です。10a当たり300,000円、総額1,421,400円です。

位置図・公図につきましては、議案書の6ページをご覧ください。

申請地は、愛島小学校から900mほど南南西、市道愛島西部線南、市道東高森線沿いに位置し、西上平4筆は、農業振興地域の農用地区域外、東高森3筆は、農業振興地域外です。

今回、譲渡人は、仙台市太白区に居住していることから、相続で取得した農地を耕作することが困難であり、同様に取得した農家住宅と一体的に売却することになった次第です。

譲受人は、会社経営の傍ら農業を営んでおり、農業機械等を保管する場所を探していたところ、譲渡人の農家住宅が保管場所として適地であったことから、申請に至ったものです。申請地では、レモンやにんにくを作付けする予定です。

しかし、今回取得する農地の一部には、現在愛島の農業者が今年3月までの利用権設定による借地として育苗用のパイプハウス5棟を建て利用していたところです。

担任委員会では売買にあたって、現存するパイプハウスの今後の取り扱いについて、関係者からの確認ができないことから、議案第2号2番については、継続審議を提案いたします。

番号3、大字・字・地番、上余田字吉原309番、地目は登記現況共に田です。登記面積1,039㎡。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は234a、世帯員8人、労力人5人、備考として後継者への贈与です。

位置図・公図につきましては、議案書の7ページをご覧ください。

申請地は、ケースデンキ仙台南店から420mほど東、農道増田26号線の南に位置し、農業振興地域の農用地区域です。

後継者への贈与で写真により対象農地を確認し、適切に管理されていることを判断しました。

番号4、大字・字・地番、愛島笠島字表61番15、地目は登記現況共に畑です。登記面積380㎡、及び愛島笠島字表75番8、地目は登記現況共に畑です。登記面積282㎡、合計662㎡。権利種別は賃貸借、貸付人・借受人の住所・氏名に関しましては、議案資料の通りです。借受人の経営面積は24a、世帯員8人、労力人1人、備考として賃借権設定、許可決定後より5年間、賃借料は10a当たり

7,000円、年額4,634円です。

位置図・公図につきましては、議案書の8ページをご覧ください。

申請地は、愛島小学校から900mほど南、農道愛島93号線の北に位置し、農業振興区域の農用地区域外となります。

借受人は、令和6年3月の第34回総会にて、新規就農に伴う農地の賃貸借権設定、農地法第3条許可を受けており、現在、申請地東側のほ場でぶどう栽培に取り組んでいるところです。

更には、収穫したぶどうでワイン醸造に併せて取り組んでいる様です。

今回、ブドウ栽培面積の拡大を図るため、申請地が休耕状態であったことから、申請に至ったものです。対象農地を確認し、適切に管理されていることを判断しました。

以上、1番、3番及び4番について、担任員会資料の12ページ、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員に意見等について、お話をいただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第2号1番から4番について、8月26日の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番及び2番は、規模拡大による売買であります。

なお、2番は、借地に愛島の農業者が建てたパイプハウス5棟の取り扱いについて、担任委員会で確認できない点がありましたので、継続審議もやむを得ないと思うところです。

3番は、後継者への贈与であります。4番は、規模拡大による賃貸借であります。いずれも適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

以上、1番、3番及び4番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 事務局（仙石事務局長）

暫時休憩をお願いします。

○ 議長（引地長一会長）

では、暫くの間休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは暫時休憩を解きます。再開します。

○ 議長（引地長一会長）

採決に移りたいと思います。議案第2号1番、3番並びに4番について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号1番、3番、4番は原案の通り決定いたします。

続いて2番について継続審議とするか採決をいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号2番は継続審議と決定いたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
（継続審議分）》

○ 議長（引地長一会長）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について前回の継続審議分を議題といたします。板橋英昭代表委員説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（板橋英昭委員）

議案書9ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について（継続審議分）。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。
令和7年8月28日提出。

番号1、大字・字・地番、下増田字台林107番、地目は登記現況共に畑です。登記面積1,101㎡。下増田字台林221番、地目は登記現況共に畑です。登記面積963㎡、計2,064㎡。権利種別は売買、譲渡人・譲受人の住所・氏名に關しましては、議案資料の通りです。譲受人の経営面積は15,666a、世帯員16人、労力人16人、備考は売買、10a当たり300,000円、総額619,200円。

議案第3号1番につきましては、8月26日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人等より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の10ページ、11ページをご覧ください。

申請地は北釜防災公園から300m及び780mほど北、市道広浦北釜線沿いに位置し、107番は、農業振興区域の農用地区域外、221番は農業振興区域の農用地区域です。

譲受人は、主に下増田地区において水稻や麦、大豆を栽培し、多くの農地を集積する農業法人であります。

今回、譲渡人から高齢を理由に経営規模縮小により売買を申し入れられたことから申請に至ったものです。

以上、1番について、担任員会資料の12ページ、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、許可について、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員に意見等について、お話ししていただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第3号1番について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、規模拡大による売買であります。対象地は、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

以上、1番の許可について、問題はないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第3号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定といたします。

《議案第4号 非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第4号「非農地証明願出について」を議題といたします。それでは板橋英昭代表委員、説明をお願いいたします。

○ 3班代表委員（板橋英昭委員）

議案第4号 非農地証明願出について、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和7年8月28日提出。

番号1大字・字・地番、愛島笠島字東高森53番、地目は登記・現況とも畑、面

積は841㎡、願出人の住所氏名は議案書のとおりです。

議案第4号1番につきましては、8月26日の担任委員会で現地確認を行い、申請人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の13ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の10ページから11ページをご覧ください。

1番申請地は、愛島小学校から900mほど南南西、市道愛島西部線の南、市道東高森線の西側に位置し、農業振興地域外、第2種農地です。

申請地は、令和7年に相続で取得した農地であります。現況は、数十年前から杉が植林され山林となっており、相続した宅地や農地を売却するにあたり、農地として利用困難となったことから当該証明書の交付を願い出たものです。

対象農地を現地確認したところ、農地への復元は著しく困難なため、非農地と判断するものです。

以上、1番について、農地法2条第1項の農地の定義及び「農地法の運用について」の制定について第4の規定により判断基準を満たしていることから、非農地とする判断はやむを得ないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の相澤早苗委員に意見等について、お話をいただきたいと思います。

○ 農地利用最適化推進委員（相澤早苗推進委員）

議案第4号1番について、担任委員会の実情調査に立ち会いました。

1番は、相続で取得した農地であります。現況、杉や竹林が生い茂る森林の状態にあることから農地への復元は困難であると考えられます。

以上、1番については、非農地と判断してやむを得ないと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま、両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第4号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和7年8月28日提出。

番号1、大字・字・地番。高館熊野堂字岩口下59番8。地目、登記・現況ともに畑。登記面積181㎡。申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は要。地域計画の変更目的、隣接地に建築する分家住宅への通路（令和7年8月、農地法第5条による許可。）以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第5号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第5号は原案の通り決定といたします。

《議案第6号 令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定に係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第6号、令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定に係る意見について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

担当課の土木課職員が説明に来ていますので同席させていただきます。

〔建設部土木課職員 橋浦地籍調査係長、中澤主査、阿部主事着席〕

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第6号、令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定に係る意見について、このことについて令和7年6月10日付け名土第120号により名取市長から協議があり、農業委員会の意見を求められているので提案する。令和7年8月28日提出。

1. 意見を求められている内容 別紙「令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定について」のとおり。

事前にお配りしている資料につきまして別紙ご確認願います。詳細につきまして担当課よりご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○ 担当課（土木課職員 中澤主査）

建設部土木課地籍調査係の中澤です。着座にて説明させていただきます。

資料、令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定についてをご覧ください。

名取市の地籍調査におきましては、平成23年の東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症の影響から令和4年度まで休止しておりましたが、震災からの復興と、新型コロナウイルス感染症が5類移行となったことから、令和5年度に再開いたしました。

令和5年度は、愛島笠島字洞谷山等4単位区域の0.72平方キロメートルを実施し、令和6年度は、愛島笠島字高外山等8単位区域の1.42平方キロメートルを実施しております。

その中で、地籍調査における地目の調査につきましては、国土調査法に基づき、昭和42年2月18日付け経企土第7号経済企画庁総合開発局長通達「地目調査要領」により行われているところであり、原則的には土地の現況及び主たる利用目的によって地目認定することとされております。

特に登記簿上の地目が農地である土地の形質等が、現況が例えば原野・山林・公衆用道路・雑種地等に該当する場合は、実務上の取扱いとして、必要に応じて農業委員会に照会し、確認、承認を得ることとなっております。

今回ご審議いただきますのは、令和6年度地籍調査事業一筆地調査を行った、愛島笠島字高外山等8単位区域で、登記簿上農地となっている21筆についてです。

詳細につきましては、議案資料 令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定について、1ページ目をお開きください。愛島台の東側に位置した、令和6年度に地籍調査を実施した区域図となります。

2ページ目をおひらきください。一筆地調査地目認定集計表になります。一筆地調査を実施した結果、表左側の田である1筆および畑である20筆が登記簿上の農地と現況が一致しないので、表右側の該当する現況地目にあわせるべく承認をお願いするものです。

山林が18筆、その他合筆により抹消された3筆が21筆の内訳となります。それぞれの合計が違うのは、あらたに測量したことによる錯誤です。

3ページ目をおひらきください。一筆地調査地目認定表になります。21筆の調

査前と調査後の土地表示等を表したものになります。該当する21筆の内訳になりますので、ご覧ください。

続いて4ページ目から6ページ目につきましては、地区毎にまとめられた、今回該当する21筆の地籍簿になります。二十日間の閲覧期間中に地権者から、この内容で承諾をいただき、その後法務局に送致いたします。

最後の7ページ目および8ページ目につきましては、該当する21筆の位置図を表した令和5年の上空からの写真となります。ご覧のとおり現況は田および畑ではなく、ほぼ山林であることが確認できます。なお令和6年8月1日から10月4日の間の18日間で現地調査を実施し、地籍調査担当職員、株式会社八州、地元の地籍調査推進委員および協力委員、地権者にて現況を確認し、地権者からは地籍調査票に署名をいただいておりますので、現況どおりの地目変更においては問題ないととらえております。

以上のことから、令和6年度地籍調査事業（一筆地調査）に伴う登記簿上農地である土地の現況地目認定について、ご承認いただきますようお願いいたします。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

例として、資料3ページの③愛島北目字大沢2番23の地積が、地籍調査前740㎡から地籍調査後の地積408㎡と大幅に違っているが、こんなにも違う原因はなにか。

○ 担当課（土木課職員 橋浦係長）

地権者の立ち合いにより境界を確認したものを測量した結果であり、登記簿へは地積錯誤とする理由で登記されます。なお、この結果は地権者へ閲覧を行い、同意を得る必要があります。閲覧は令和7年11月に行う予定です。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

分かりました。

名取市域の地籍調査はいつまでかかるのか。

○ 担当課（土木課職員 橋浦係長）

令和8年度に愛島笠島字上滝ヶ森地区0.06km²の現地調査を行い、令和9年度に法務局へ成果を送付し全区域終了となります。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

分かりました。

○ 1番委員（板橋英昭委員）

今後の地籍調査事業で、ほ場整備地等の耕作区画内に複数の地番で図面が区切られているものも整理可能でしょうか。

○ 担当課（土木課職員 橋浦係長）

名取市では昭和48年度堀内地区から調査が始まりましたが、一度調査した区域は調査いたしませんので、ほ場整備事業等で行ったもの等はもちろんですが対象外となります。

○ 1 番委員（板橋英昭委員）

分かりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第 6 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第 6 号は原案の通り決定といたします。
担当課の皆さんは退席をお願いします。

〔土木課職員 橋浦地籍調査係長、中澤主査、阿部主事退席〕

《議案第 7 号 名取市増田西土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いに係る意見について》

○ 議長（引地長一会長）

次に議案第 7 号名取市増田西土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いに係る意見について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

事業準備委員会および市関係課職員が説明に来ていますので同席させていただきます。

〔準備委員会 今野委員長、 国際航業 本田氏、建設部都市開発課 古山係長職員着席〕

議案第 7 号、名取市増田西土地区画整理事業に伴う農地の取り扱いに係る意見について、このことについて令和 7 年 7 月 15 日付け、名増西準第 35 号で名取市増田西土地区画整理組合設立準備委員会委員長から、本事業に係る農地の取り扱いについて農業委員会の意見を求められているので提案する。令和 7 年 8 月 28 日提出。

1. 意見を求められている内容 別紙「名取市増田西地区事業概要」のとおり。

○ 準備委員会（国際航業 本田）

別紙資料に基づき事業概要（整理前）及び事業概要（整理後）について説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま準備委員会から説明がなされました。質問はありませんか。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

今回議案とした根拠をお知らせ願いたい。市内では他地区で何件か区画整理事業が予定されており、同様な対応が必要になるのでしょうか。

○ 準備委員会（国際航業 本田）

区画整理事業認可に向けた手続きを行っており、県からの指導で、今回お時間を頂いたところです。他地区でも同様な対応になると思います。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

了解しました。

○ 1番委員（板橋英昭委員）

農業委員会の範疇では無いが、資料の中で1号及び2号の調整池の計画があるようですが、土地改良区との協議はどの様になっているのでしょうか。

○ 準備委員会（国際航業 本田）

昨年度に事前協議の同意は頂いておりますが、正式な手続きとしてはこれからとなります。

○ 1番委員（板橋英昭委員）

分かりました。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

事業計画区域内の縦断する街路について、区域外に続く先はどの様になりますか。

○ 準備委員会（国際航業 本田）

計画図上部は、将来、第二中学校前に走る道路への接続を見ており、計画図下部は名取エアリ北側を走る県道を西に陸橋を進み、突き当たるモアイ像のある石屋脇から入る状況になります。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

了解しました。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

地元の委員として質問ですが、今回議案となっていますが、報告扱いでも良いのではないのでしょうか。

○ 準備委員会（国際航業 本田）

事業を進めるうえで、今事業認可を伴う関係する部署、農業関係に関するところであれば農業委員会の意見も伺いなさい、と県から指導を受けているところであり、これが準備委員会を立ち上げるための手続きになっています。

事業概要がこうで、現在農地となっているところについて事業をさせていただきたい、という事で今回意見の議案とさせて頂いています。

○ 議長（引地長一会長）

そういうことで農地が絡む事業なので、この事業を進めていいですか。という事をお諮りするということですね。

○ 8 番委員（渡邊正明委員）

分かりました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第 7 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第 7 号は原案の通り決定といたします。

それでは、準備委員会の皆様には退席頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔準備委員会 今野委員長、 国際航業 本田氏、建設部都市開発課 古山係長職員退席〕

《報告事項（1）農地法第 5 条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第 4 条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（1）農地法第 5 条の規定による届出について、（2）農地法第 4 条の規定による届出について、（3）農地賃貸借権解約について、（4）非農地証明願出について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（4）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

○ 9 番委員（阿部芳昭委員）

報告事項（1）農地法第 5 条の規定による届出について、番号 7 番、売買の単価について質問します。この㎡単価の内容だと 10 a あたり 1 億円を超えるものとなり高いと感じますが、間違いはないのでしょうか。

- 事務局（仙石事務局長）
間違いありません。この案件は市街化区域であり、特段高いとは思いません。
- 9 番委員（阿部芳昭委員）
わかりました。
- 議長（引地長一会長）
その他ご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（引地長一会長）
「なし」との声がありました。
それでは、報告事項（1）、から報告事項（4）について承認いたします。

《その他》

- 議長（引地長一会長）
その他に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（仙石事務局長）
〔9月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕
〔8月の農家相談、苦情等相談内容について報告した。〕
〔令和7年8月26日（社）全国農業会議所から農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応について（依頼）の文書について説明した。〕
〔ある農業者からの草刈検査の状況にかかる問合せについて報告した。〕
- 議長（引地長一会長）
その他ございませんか。
ないようですので、これをもちまして第16回農業委員会総会の一切を終了いたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後4時20分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和7年8月28日

名取市農業委員会
議 長

刈地 長一

署名委員5番

遠藤 勝典

署名委員6番

昆布谷 功治